【八女市】埋蔵文化財届出の流れ

窓口・電話・FAX・メールにて、埋蔵文化財の有無を問い合わせる

埋蔵文化財包蔵地

①埋蔵文化財包蔵地の有無の確認（依頼）
②埋蔵文化財発掘の届出（93・94 条）
③計画図面（配置図・断面図）
各 1 部を文化財係に提出
※メール・郵便・窓口持参など

書類審査や現地確認を行い、埋蔵文化財の保護措置が必要かどうか、市が判断します。
必要があれば**確認調査**を実施します。

市は県に対し、申請地の埋蔵文化財の扱いについて、意見具申します。
県は「発掘調査」・「工事立会」・「慎重工事」の通知を発出します。

保存調整
（基礎の種類や盛土など）

保存調整ができない場合は
発掘調査

軽微な掘削なら
立会調査

十分な保護層がとれる場合や、事前調査の結果、埋蔵文化財が発見されなかった場合は
慎重工事

包蔵地外

①埋蔵文化財包蔵地の有無の確認（依頼）
③計画図面（配置図・断面図）
各 1 部を文化財係に提出
※メール・郵便・窓口持参など

書類審査・現地確認を行い、埋蔵文化財の保護措置が必要かどうか、市が判断します。
必要があれば**試掘調査**を実施します。

試掘あり

試掘調査の結果、埋蔵文化財が発見された場合

試掘なし

試掘調査の結果、埋蔵文化財がなかった場合

支障なし
通常工事

八女市教育委員会文化振興課文化財係